

質 令和6年、南恩納区から、5項目の意見書が村長宛てに提出されています。村はどの様に対応されましたのか、南恩納区から墓地区

答 漁協との協定書は、今協定の内容を進めているというところは伺っています。

質 村長とベルジャヤさんで結ばれた開発協定書では、基本的な開発についての事項が書かれていて、ほどのホーテルの開発でも一緒に、26条でいろいろなことが評定されています。屋嘉田湯原に放流される浄化槽の汚水、組合とまだその協定も結ばれていない。基本的な約束事が守られなくても工事はどんどん進んでいるが許可するのか。

答 企画課長（喜久山 隆）

質 恩納村通信所跡地の開発一連の流れについて

答 喜納 正誠 議員



質 墓地での行事、旧の十六日、これは故人のお正月、また4月のシーミー、遺族や家族が故人や先祖を偲び、感謝の気持ちでお供えをします。隣から臭い、また攪拌する音で墓地所有者の皆さんには我慢しきりいいのか。

答 企画課長（喜久山 隆）

質 この一連の流れ行政は100%村には瑕疵がなくて、また不作為だったところはあるうかと思うけど事は進めている。不作為の面、墓地の保全、遺跡等地主会、墓地所有者、南恩納区行政課協議すると書いています。企画課長は墓地の保全の観点から事前に説明があるべきだと考えていましたという人ごとみたいな答弁がありますが。

答 企画課長（喜久山 隆）

質 漁業組合との協定については、時間の調整をしているところで、本来は事前に結ばれておくべきであつたと

答 企画課長（喜久山 隆）



質 恩納村土地利用規制ガイドラインの中で、集落用域内に民泊は建設できない制限をかけましたが、民泊は村条例をかいくぐり、営業できない用域で増えているのが実情です。環境保全条例の集落用域とはどういう条例でしょうか。

答 企画課長（喜久山 隆）

質 住宅、共同住宅、寄宿舎以外の建築物は建築してはならない用域です。家屋完成後において民泊の営業を規制できますか。

答 企画課長（喜久山 隆）

質 恩納村土地利用規制ガイドラインの中で、集落用域内に民泊は建設できない制限をかけましたが、民泊は村条例をかいくぐり、営業できない用域で増えているのが実情です。環境保全条例の集落用域とはどういう条例でしょうか。

答 企画課長（喜久山 隆）

質 集落用域の住宅ではない民泊は規制できますか。

答 商工観光課長（城野 正和）

質 企画課長（喜久山 隆）あくまでも建築段階では家ということがありますので、これは民泊ですかをやめてくださいとは非常に厳しいところです。

質 民泊施設の増加に伴う騒音やマナー違反など各自治会から指摘を受けています。現在、住宅宿泊事業、いわゆる民泊は、住宅宿泊事業法に基づく制度であり、県知事への届出で実施可能となっています。現時点では、恩納村独自に民泊は、住宅宿泊事業法に基づく制度として条例制定について調査、検討を進めることでありますと認識しています。

質 企画課長（喜久山 隆）民泊施設の増加に伴う騒音やマナー違反など各自治会から指摘を受けています。現在、住宅宿泊事業、いわゆる民泊は、住宅宿泊事業法に基づく制度であり、県知事への届出で実施可能となっています。現時点では、恩納村独自に民泊は、住宅宿泊事業法に基づく制度として条例制定について調査、検討を進めることでありますと認識しています。

質 平成17年に制定された恩納村墓地整備基本計画が示す南恩納区の墓地区域内に開発業者が浄化槽の建設を進めようとしています。そのことは、恩納村環境保全条例などに照らし合わせて適正に行行政事務を行っていたならば、墓地区域内に浄化槽の建設は不可能であったと考えています。環境保全条例の第6条、地域環境保全用域とは何か。

答 副村長（山城 雅人）以前から民泊というのは我々村としても危惧しているところです。法令に違反しない形の条例、先進地事例なり、しっかりと調査、研究を進めていきます。

質 企画課長（喜久山 隆）初めて民泊の規制条例をつくったのは、軽井沢町でした。地元の環境を守るために、イメージを崩さないため、民泊は一切禁止です。那覇市では第一種、第二種居住地域の全てで民泊は禁止です。恩納村も規制条例をつくっていただきたい。

答 副村長（山城 雅人）以前から民泊というのは我々村としても危惧しているところです。法令に違反しない形の条例、先進地事例なり、しっかりと調査、研究を進めていきます。

質 企画課長（喜久山 隆）墓地は地域環境保全用域であり、環境保全を優先的に図るべき区域であると宣言しています。そのことから、墓地の保全、移転等に配慮して墓地区域の指定を行うものとしている。役場職員の皆様は、村民からの信頼の下で、村条例に倣つて事務手続を行っています。今回の条例解説、開発が村民の生活環境や自然環境、景観を背景とした観光産業の振興の妨げにならないように、土地利用の整序を図るものとする。

答 副村長（山城 雅人）このことから、恩納村環境保全条例に基づく用域区分、土地利用制限に配慮して墓地区域の指定を行っているところです。役場職員の皆様は、村民からの信頼の下で、村条例に倣つて事務手続を行っています。今回の条例解説、開発が村民の生活環境や自然環境、景観を背景とした観光産業の振興の妨げにならないように、土地利用の整序を図るものとする。

質 恩納村墓地整備基本計画を読み上げます。本計画は、無秩序な開発が村民の生活環境や自然環境、景観を背景とした観光産業の振興の妨げにならないよう、土地利用の整序を図るものとする。

答 企画課長（喜久山 隆）このことから、恩納村環境保全条例に基づく用域区分、土地利用制限に配慮して墓地区域の指定を行っているところです。役場職員の皆様は、村民からの信頼の下で、村条例に倣つて事務手続を行っています。今回の条例解説、開発が村民の生活環境や自然環境、景観を背景とした観光産業の振興の妨げにならないよう、土地利用の整序を図るものとする。

質 企画課長（喜久山 隆）28年度の用域見直しによって、墓地については、環境保全用域へと変更されています。その際に、お墓が建設されている土地については、土地利用基本計画審議会のほうに諮って環境保全用域へと変更しています。しかし、実際にお墓が建築されていない墓地指定区画の土地には、お墓以外に建築できることであります。その際に、お墓が建設され、環境保全用域へと変更されています。

答 企画課長（喜久山 隆）28年度の用域見直しによって、墓地については、環境保全用域へと変更されています。その際に、お墓が建設され、環境保全用域へと変更されています。

質 恩納通信所跡地の墓地区域内に浄化槽の建設は不可能と考えるが、村の判断を伺う

答 佐渡山 明 議員


